

記者配布（発表）資料

令和8年2月4日

タイトル	衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙の二重交付について
目的	投票用紙の二重交付について
日時	発生日時 令和8年2月4日(水)午前9時30頃
場所	柳井市役所期日前投票所（本庁舎内2階エレベーターホール）
主催	柳井市選挙管理委員会
内容	<p>上記期日前投票所において、衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙の二重交付が発生しましたことをここに発表いたします。</p> <p><経緯></p> <p>1月29日に既に衆議院の小選挙区及び比例代表の投票を済まされた有権者（2人）が、最高裁判所裁判官国民審査の投票をするため、本日2月4日（水）9時30分頃上記期日前投票所に投票にいらっしゃいました。</p> <p>その際、本来国民審査の投票用紙のみを交付すべきところを誤って小選挙区の投票用紙を交付したため、2人のうち1人の方が投票（投票箱へ投票用紙を投入した。）しました。もう1人の方が、投票する前に既に投票していることに気付き、小選挙区の投票用紙の返還をされたため、投票用紙の交付誤りが判明したものです。</p> <p>該当の有権者の方については、交付誤りがあったことについて説明し、謝罪をさせていただきました。</p> <p>なお、交付誤りによって投票箱に投入された投票用紙（1枚）は、有効票として取り扱うこととなります。</p> <p><原因></p> <p>受付で投票所入場券を受け取り、選挙人名簿（システム）で対照する際、小選挙区と比例代表が投票済になっていることを見落とし、小選挙区の投票用紙を交付してしまったことによるものです。</p> <p><今後の対策></p> <p>投票の受付時において、選挙人名簿で投票済か投票未済かをしっかり確認することを改めて徹底しました。</p> <p>また、今回の事例を各投票所で共有し、投票管理者、選挙事務従事者が慎重に、緊張感をもって投票事務を行うよう徹底し、再発防止に努めてまいります。</p> <p><柳井市選挙管理委員会委員長 松村幸生（マツムラユキオ）のコメント></p> <p>今回の事案が発生したことを重大な事案として重く受け止め、深くお詫び申し上げます。今後このような事案が発生しないよう各投票所に周知し、選挙事務の適正な執行を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
備考	
問い合わせ	柳井市選挙管理委員会事務局 柳屋 電話：0820-22-2111（内線：260、261）

報道機関への連絡メモは、16部準備し、開催日の5日前までに政策企画課広報担当へお持ちください。

テレビ関係へ資料提供は、多量及びファクスで送信できない資料の場合、直接各局へ送付してください。